

軽自動車税種別割税制改正のお知らせ

令和 5 年度の地方税法の一部改正により、令和 5 年度まで適用されていたグリーン化特例（軽課）の特例措置の一部が 3 年間延長になりました。排出ガス性能などが優れた環境負荷の少ない四輪車などの内、令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までに初めてナンバーの交付を受けた車両は令和 7 年度の課税分に限り軽課税率が適用されます。

また、登録年数 13 年を超える車両に対し適用している重課税率の令和 7 年度の対象車両は、平成 24 年 3 月以前に最初のナンバーの交付を受けた車両です。

◇グリーン化特例（軽課）

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに初めてナンバーの交付を受けた四輪車などは、令和 7 年度の課税分に限り軽課税率が適用されます。

※グリーン化特例が適用となった車両について、翌年度以降も継続して適用されるものではありません。

対象車	内容
・電気自動車 ・天然ガス自動車 (平成 21 年排ガス規制 NOx10%以上低減又は平成 30 年排ガス規制適合)	概ね 7 5 %軽減

※営業用乗用車のうちガソリン車(ハイブリッド車を含め)令和 12 年度基準 90%達成かつ令和 2 年度達成車両：50%軽減

令和 12 年度基準 70%達成かつ令和 2 年度達成車両：25%軽減

◇重課税率

初めてナンバーの交付を受けてから 13 年を経過した四輪車などに対して適用されます。
(令和 7 年度は、平成 24 年 3 月以前に最初のナンバーの交付を受けた車両が該当します)

◇税率表

車 種 区 分			旧税率 平成 27 年 3 月 31 日までにナンバーの交付を受けた車両(重課税率を除く)	標準税率 平成 27 年 4 月 1 日以降に最初のナンバーの交付を受けた車両	軽課 標準税率より 75%軽減	重課税率 ※
三 輪			3,100 円	3,900 円	1,000 円	4,600 円
四 輪 以 上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	2,700 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	1,800 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	1,300 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	1,000 円	4,500 円

※動力源又は内燃機関の燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の軽自動車と被けん引車を除く

(裏面もございます)

◇自動車検査証（車検証）で初めてナンバーの交付を受けた年月の確認方法

初めてナンバーの交付を受けた年月は、自動車検査証の「初度検査年月」をご確認ください。

＜対象車＞グリーン化特例：グリーン化特例対象車の内「令和6年4月」から「令和7年3月」まで
重課税率：「平成24年3月」以前

こちらの部分をご確認ください

自動車検査証							
車両番号	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・営業用の別	型式指定番号	種別区分番号	
〇〇〇 △△△ あ 1234	平成 24年3月	軽自動車	乗用	自家用	△△△△△	△△△△	
車名			車体の形状				
□□□			箱型				
車台番号			燃費の種類		総排気量又は定格出力		
△△△-12345			ガソリン		0. 65L		
型式	原動機の型式		前軸量		後軸量		
□□□	〇〇〇		440Kg		440Kg		
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両増重量	長さ	幅	高さ	
4人	-Kg	880g	1100Kg	339cm	147cm	169cm	

（参考）三輪及び四輪以上の軽自動車税の税率区分早見表

初度検査年月	課 税 年 度															
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
～平成21年3月																
平成21年4月 ～平成22年3月																
平成22年4月 ～平成23年3月																
平成23年4月 ～平成24年3月																
平成24年4月 ～平成25年3月																
平成25年4月 ～平成26年3月																
平成26年4月 ～平成27年3月																
平成27年4月 ～平成28年3月																
平成28年4月 ～平成29年3月																
平成29年4月 ～平成30年3月																
平成30年4月 ～平成31年3月																
平成31年4月 ～令和2年3月																
令和2年4月 ～令和3年3月																
令和3年4月 ～令和4年3月																
令和4年4月 ～令和5年3月																
令和5年4月 ～令和6年3月																
令和6年4月 ～令和7年3月																

旧税率

重課税率

※廃車されるまで継続

標準税率

問い合わせ先：狭山市役所総務部市民税課

電話 04-2937-5073（直通）

FAX 04-2953-8575（直通）

狭山市公式ホームページ：

<https://www.city.sayama.saitama.jp/kurashi/zeikin/keijidoshazei/keijizeigakukaitei.html>



狭山市 公式ホームページ
おしりい